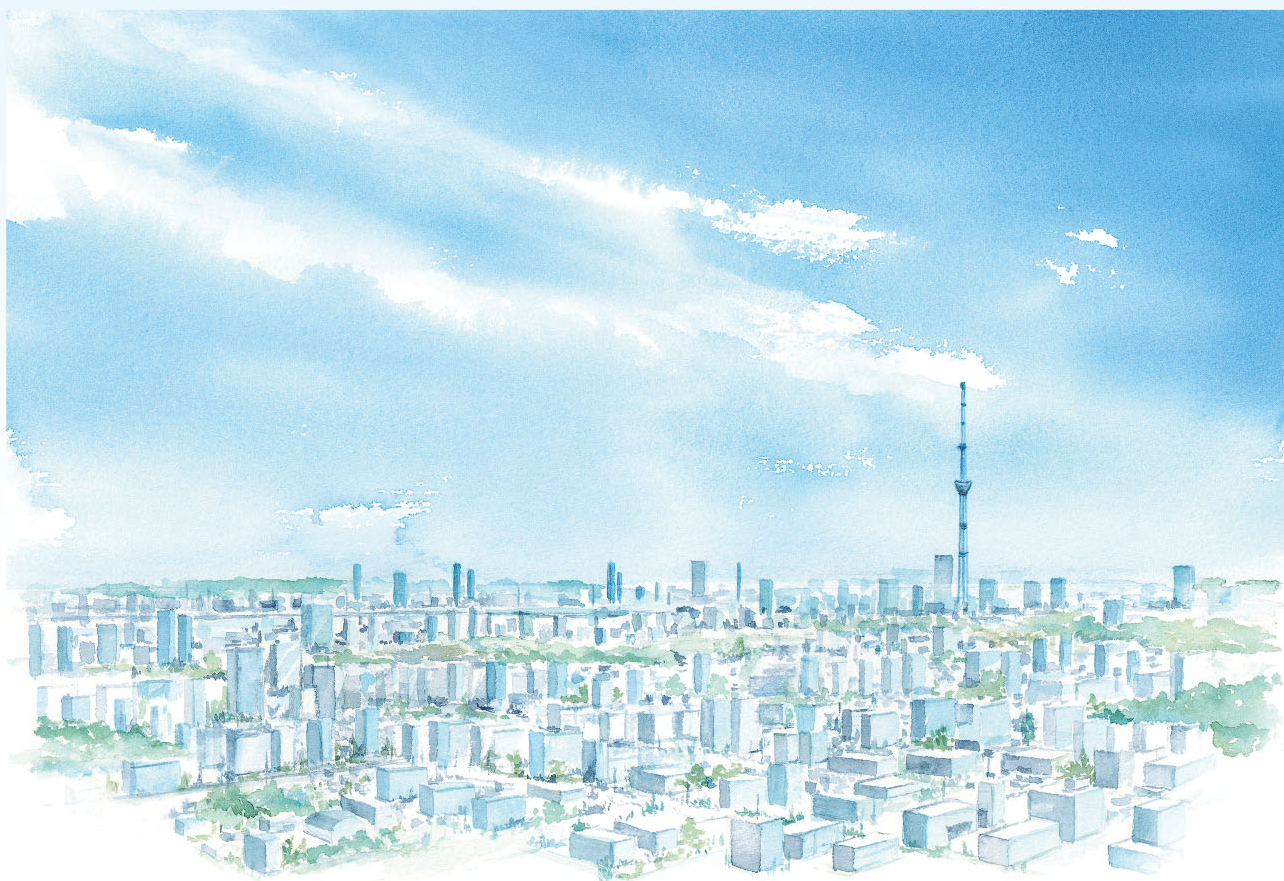


東京都内の事業所の皆さまへ

優秀な人材の確保・定着化に

東法連 特定退職金共済制度

(新企業年金保険)



従業員の退職金準備は

とく
特

たい
退

きょう
共

TTK

公益
財団法人

東法連特定退職金共済会

東京都内事業所のための安心・確実な退職金積立制度

— 東法連特定退職金共済制度が選ばれる7つの理由！ —

- その1 東京都内の事業所であれば企業規模を問わず加入できます
- その2 従業員のための退職金を計画的に準備できます
- その3 掛金は1人月額1,000円から30,000円まで設定できます
- その4 掛金は全額損金または必要経費に算入でき給与所得にもなりません
- その5 退職一時金は退職所得控除の対象になります
- その6 ご加入後1ヵ月で退職しても退職金が支払われます
- その7 簡単な申込手順で加入できます

そのほかにも次の特徴がございます！

- 退職金の社外積立制度の導入により、優秀な人材の確保・意欲向上・定着化に役立ちます。
- 過去勤務期間の通算の取扱いもできます。
- 公共工事入札に係る経営事項審査の加点対象となります。
- パート従業員も加入できます。

Q. 「東法連特定退職金共済制度」って何？

A. 従業員の退職金を積み立てる共済制度です

- 従業員の勤労意欲を高め人材を確保して事業の安定成長を図ることを目的としております。
- 東法連特定退職金共済会は、東京法人会連合会（東法連）が母体となり1977年に財団法人として設立されました。
- 東京都知事の公益認定を受けて2012年10月に公益財団法人に移行し、所得税法施行令第73条に定める「特定退職金共済団体」として、税務署の承認を受けています。
- 約4,700社の事業所の皆さまにご加入いただき、約440億円の積立金をお預かりしています。

〈主要業績（2021年3月末現在）〉

加入事業所数	加入者数	加入口数	積立金額
4,656社	35,260人	321,592口	443億8,786万円

Q. 加入条件はどうなってるの？

A. 東京都内の事業所の従業員であればどなたでも加入できます

〈ご契約できる事業所〉

- 東京都内の事業所であればご契約いただけます。
- また、中小企業退職金共済制度と重複してご契約できます。
ただし、他団体の特定退職金共済制度との重複契約はできません。

〈加入できる対象者(加入資格)〉

- 東京都内の事業所に雇用される14歳7ヵ月以上75歳6ヵ月までの方(増口する場合も同様です)
ただし、次に該当する人はご加入いただけません。
 - 個人事業主および個人事業主と生計を一にする親族
 - 法人企業の役員(使用人兼務役員を除く)

〈任意包括加入〉

- この制度に加入するかしないかは事業主の任意ですが、加入する場合は、全従業員に加入いただく必要があります。
なお、次に該当する人は加入させなくても差し支えありません。
 - 1. 期間を定めて雇われている人
 - 2. 季節的な仕事のために雇われている人
 - 3. 試用期間中の人
 - 4. 非常勤の人
 - 5. パートタイマーのように労働時間の特に短い人
 - 6. 休職中の人
 - 7. 社会福祉施設職員等退職手当共済制度に加入している人

〈加入同意〉

- 加入・増口手続きにあたっては、従業員の「加入同意」が必要となります。
- 申込書へ従業員の方の同意印を押印いただけます。

Q. 掛金の支払いはどうなるの？

A. 毎月払いで従業員1人ごとに掛金を設定できます

〈掛金とご加入口数〉

- 従業員1人について、1口1,000円から30口30,000円まで加入できます。
※掛金には1口あたり12.5円の制度運営事務費が含まれており、残額(1口あたり987.5円)を保険料として運用します。
- ご加入後30口を限度として増口することができます。
- 掛金は全額事業主負担です。なお、払い込まれた掛金は事業主に返還いたしません。

〈掛金のお支払い〉

- 掛金は、ご指定いただいた金融機関の預金口座より毎月22日に振替えます。
 - ※ご指定いただける金融機関は、全ての都市銀行、地方銀行、第二地方銀行、信用金庫の本支店です。(ゆうちょ銀行はお取り扱いできません)
 - ※22日が金融機関の休業日の場合は翌営業日に振替えます。
 - ※掛金の振替ができなかった場合は、その翌月22日に2ヵ月分の掛金合計額を振替えます。
 - ※2ヵ月連続して掛金の振替ができなかった場合は、脱退として取扱います。
 - ※ご加入後にご指定いただいた金融機関、口座番号等に変更があった場合は、すみやかに委託保険会社または当共済会事務局にご連絡の上、変更手続きを行ってください。

Q. 給付金の受け取りはどうなるの？

A. 退職したとき、亡くなったときに従業員(またはご遺族)へお支払します

種類	内容
退職したとき (退職一時金)	被共済者(加入事業所の従業員)が退職したとき(死亡退職を除く)に、加入期間と掛金に応じて、基本退職一時金の額と加算給付額の合計額を被共済者本人へお支払いします。 ●基本退職一時金 掛金月額と加入期間(掛金納付月数)に応じて、あらかじめ当会「退職金共済規程」に金額が定められています。 ●加算給付 毎年の運用実績に応じて3月1日に基本退職一時金に加算される金額です。
退職したとき (退職年金)	加入期間が10年以上の被共済者(加入事業所の従業員)が退職したとき(死亡退職を除く)に、ご希望により退職時の退職一時金額を原資として計算された金額を年4回(3,6,9,12月)、3ヵ月分をとりまとめて、5年間または10年間にわたってお支払いします。ただし、年金月額が20,000円未満の場合は、年金でのお支払いはできず、一時金でお支払いします。 なお、年金受給中に死亡された場合は、その遺族に対して残余期間分の年金に代え、未支払年金の年金現価相当額を一時金でお支払いします。
亡くなったとき (遺族一時金)	掛金払込期間中に被共済者(加入事業所の従業員)が死亡したときに、被共済者のご遺族にお支払いします。 死亡時の退職一時金の額に、基本掛金1口について10,000円を加算した金額となります。

〈解約手当金〉

- やむを得ず途中で共済契約を解除した場合、解約手当金は被共済者(加入事業所の従業員)にお支払いします。解約手当金は、退職一時金と同額です。
なお、解約の場合は、被共済者(加入事業所の従業員)全員の同意が必要です。

〈給付金等のお支払についてご確認いただきたい事項〉

○給付金の種類

給付金は上記いずれかのときにお支払します。重複して支払われません。

○給付金・解約手当金の受取人

- この制度の給付金・解約手当金受取人は被共済者(加入事業所の従業員)です。
- 給付金・解約手当金は受取人名義の口座へ当会から直接お支払いします。
なお、ご本人が死亡のときは労働基準法施行規則第42条から第45条に定める遺族補償の順位によります。
- 掛金として払込まれた金額(運用益を含む)は、懲戒解雇・行方不明等 いかなる理由によっても、事業主へお支払い(返還)できません。(所得税法施行令第73条第1項第4号)

○給付金額について

- 給付金額は将来変更されることがあります
パンフレットに記載の給付金額は当会「退職金共済規程」に基づく金額ですが、経済変動や委託保険会社および委託割合の変更等により将来変更されることがあります。
- 給付金額が払込掛金の累計を下回る場合があります
ご加入後一定の期間は、給付金額が払込掛金の累計を下回ります。(給付金額はパンフレットをご確認願います。)
お払込みいただいた掛金は、制度運営事務費や遺族年金特約(※)の保険料等を差引いて積立てられ、所定の予定利率により運用されます。また、予定利率については将来変更されることがあります。
(※) 掛金払込期間中に死亡された場合には、遺族年金特約により遺族一時金をお支払いします。遺族一時金は、死亡時の退職一時金の額に、払込中の掛金1口についてパンフレットに記載の金額を加算した金額です。

税務について

〈掛金の税法上の取扱い〉

法人の場合	法人が負担した掛金は全額損金に算入できます。 また、その掛金は従業員の所得税の対象にもなりません。 (法人税法施行令第135条、所得税法施行令第64条)
個人事業主の場合	個人事業主が負担した掛金は全額必要経費に算入できます。 また、その掛金は従業員の所得税の対象にもなりません。(所得税法施行令第64条)

〈給付金等の税法上の取扱い〉

退職一時金	退職所得となります。 (所得税法第31条、同法施行令第72条・第76条・第183条)
遺族一時金	死亡退職金とみなされ相続税の対象となります。 法定相続人数×500万円の範囲内は非課税です。 (相続税法第3条・第12条、同法施行令第1条の3)
退職年金	雑所得となります。ただし、公的年金等控除が適用されます。 (所得税法第35条、同法施行令第82条の2)
解約手当金	解約された場合の解約手当金は一時所得となります。 (所得税法施行令第76条・第183条、同基本通達34-1)

※上記記載の税務取扱いは、2021年7月現在の税制に基づくものです。今後税務の取扱いが変わる場合があります。

過去勤務期間通算のおすすめ(新規加入事業所のみのお取扱い)

〈採用のメリット〉

- 被共済者の過去勤務期間を通算することにより、加入前の勤務期間分についても掛金を払い込むことができるため、さらに充実した退職金制度が確立できます。
- このお取扱いによる掛金(以下「過去勤務掛金」といいます)は、全額損金または必要経費に算入できます。

〈お取扱いの内容〉

期間の設定	- 入社日から制度加入日までの期間を「過去勤務通算期間」として被共済者ごとに設定してください。 - 過去勤務通算期間は10年間を限度とし、年未満の端数月は切捨てます。
口数	過去勤務通算口数は、お申込される基本掛金の加入口数の範囲内で30口を限度とします。
お申込み	- 過去勤務期間通算は、被共済者全員についてお申込みいただく必要があります。 - 過去勤務期間通算は、本制度へのお申込みと同時に、所定の申込書によりお申込みください。 - 過去勤務通算口数を途中で変更することや廃止することはできません。
掛金・払込期間	- 過去勤務掛金は被共済者の通算期間、通算口数および払込期間により、個人ごとに計算されます。 - 払込期間は過去勤務通算期間と同一年数です。 ただし、過去勤務通算期間が6年以上の場合の払込期間は5年とします。

〈過去勤務通算口数1口につき〉

(単位:円)

過去勤務通算期間	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年
過去勤務掛金払込期間	1年	2年	3年	4年	5年	5年				
過去勤務掛金払込月額	1,010	1,010	1,020	1,030	1,030	1,240	1,450	1,670	1,880	2,100

基本退職一時金額表

(単位:円)

加入 期間 (年)	1口 (月額掛金1千円)		10口 (月額掛金1万円)		20口 (月額掛金2万円)		30口 (月額掛金3万円)	
	掛金 累計額	基本退職 一時金額	掛金 累計額	基本退職 一時金額	掛金 累計額	基本退職 一時金額	掛金 累計額	基本退職 一時金額
1	12,000	11,710	120,000	117,100	240,000	234,200	360,000	351,300
2	24,000	23,490	240,000	234,900	480,000	469,800	720,000	704,700
3	36,000	35,350	360,000	353,500	720,000	707,000	1,080,000	1,060,500
4	48,000	47,280	480,000	472,800	960,000	945,600	1,440,000	1,418,400
5	60,000	59,280	600,000	592,800	1,200,000	1,185,600	1,800,000	1,778,400
6	72,000	71,370	720,000	713,700	1,440,000	1,427,400	2,160,000	2,141,100
7	84,000	83,520	840,000	835,200	1,680,000	1,670,400	2,520,000	2,505,600
8	96,000	95,760	960,000	957,600	1,920,000	1,915,200	2,880,000	2,872,800
9	108,000	108,070	1,080,000	1,080,700	2,160,000	2,161,400	3,240,000	3,242,100
10	120,000	120,460	1,200,000	1,204,600	2,400,000	2,409,200	3,600,000	3,613,800
11	132,000	132,920	1,320,000	1,329,200	2,640,000	2,658,400	3,960,000	3,987,600
12	144,000	145,470	1,440,000	1,454,700	2,880,000	2,909,400	4,320,000	4,364,100
13	156,000	158,090	1,560,000	1,580,900	3,120,000	3,161,800	4,680,000	4,742,700
14	168,000	170,790	1,680,000	1,707,900	3,360,000	3,415,800	5,040,000	5,123,700
15	180,000	183,570	1,800,000	1,835,700	3,600,000	3,671,400	5,400,000	5,507,100
16	192,000	196,440	1,920,000	1,964,400	3,840,000	3,928,800	5,760,000	5,893,200
17	204,000	209,380	2,040,000	2,093,800	4,080,000	4,187,600	6,120,000	6,281,400
18	216,000	222,410	2,160,000	2,224,100	4,320,000	4,448,200	6,480,000	6,672,300
19	228,000	235,510	2,280,000	2,355,100	4,560,000	4,710,200	6,840,000	7,065,300
20	240,000	248,700	2,400,000	2,487,000	4,800,000	4,974,000	7,200,000	7,461,000
21	252,000	261,980	2,520,000	2,619,800	5,040,000	5,239,600	7,560,000	7,859,400
22	264,000	275,330	2,640,000	2,753,300	5,280,000	5,506,600	7,920,000	8,259,900
23	276,000	288,770	2,760,000	2,887,700	5,520,000	5,775,400	8,280,000	8,663,100
24	288,000	302,300	2,880,000	3,023,000	5,760,000	6,046,000	8,640,000	9,069,000
25	300,000	315,910	3,000,000	3,159,100	6,000,000	6,318,200	9,000,000	9,477,300
26	312,000	329,600	3,120,000	3,296,000	6,240,000	6,592,000	9,360,000	9,888,000
27	324,000	343,380	3,240,000	3,433,800	6,480,000	6,867,600	9,720,000	10,301,400
28	336,000	357,250	3,360,000	3,572,500	6,720,000	7,145,000	10,080,000	10,717,500
29	348,000	371,200	3,480,000	3,712,000	6,960,000	7,424,000	10,440,000	11,136,000
30	360,000	385,250	3,600,000	3,852,500	7,200,000	7,705,000	10,800,000	11,557,500
31	372,000	399,380	3,720,000	3,993,800	7,440,000	7,987,600	11,160,000	11,981,400
32	384,000	413,600	3,840,000	4,136,000	7,680,000	8,272,000	11,520,000	12,408,000
33	396,000	427,910	3,960,000	4,279,100	7,920,000	8,558,200	11,880,000	12,837,300
34	408,000	442,310	4,080,000	4,423,100	8,160,000	8,846,200	12,240,000	13,269,300
35	420,000	456,800	4,200,000	4,568,000	8,400,000	9,136,000	12,600,000	13,704,000
36	432,000	471,380	4,320,000	4,713,800	8,640,000	9,427,600	12,960,000	14,141,400
37	444,000	486,050	4,440,000	4,860,500	8,880,000	9,721,000	13,320,000	14,581,500
38	456,000	500,810	4,560,000	5,008,100	9,120,000	10,016,200	13,680,000	15,024,300
39	468,000	515,670	4,680,000	5,156,700	9,360,000	10,313,400	14,040,000	15,470,100
40	480,000	530,620	4,800,000	5,306,200	9,600,000	10,612,400	14,400,000	15,918,600

- (注) 1. 上表の金額は2021年12月1日以降の掛金に対する支給額です。
 2. 年の途中で退職されたときの基本退職一時金額は、月単位で計算された額が支払われます。
 3. 基本退職一時金額は、当会退職金共済規程に基づく金額ですが、経済変動や委託保険会社の変更等により将来変更されることがあります。

遺族一時金額表

1口 (月額掛金1千円)	10口 (月額掛金1万円)	20口 (月額掛金2万円)	30口 (月額掛金3万円)
退職一時金額 + 10,000円	退職一時金額 + 100,000円	退職一時金額 + 200,000円	退職一時金額 + 300,000円

退職年金月額表

(単位:円)

加入 期間 (年)	1口 (月額掛金1千円)			10口 (月額掛金1万円)		
	掛金 累計額	5年確定 年金月額	10年確定 年金月額	掛金 累計額	5年確定 年金月額	10年確定 年金月額
10	120,000	約 (2,040)	約 (1,040)	1,200,000	約 20,450	約 (10,410)
11	132,000	(2,260)	(1,150)	1,320,000	22,560	(11,490)
12	144,000	(2,470)	(1,260)	1,440,000	24,690	(12,580)
13	156,000	(2,680)	(1,370)	1,560,000	26,840	(13,670)
14	168,000	(2,900)	(1,480)	1,680,000	28,990	(14,770)
15	180,000	(3,120)	(1,590)	1,800,000	31,160	(15,870)
16	192,000	(3,330)	(1,700)	1,920,000	33,350	(16,980)
17	204,000	(3,550)	(1,810)	2,040,000	35,540	(18,100)
18	216,000	(3,780)	(1,920)	2,160,000	37,750	(19,230)
19	228,000	(4,000)	(2,040)	2,280,000	39,980	20,360
20	240,000	(4,220)	(2,150)	2,400,000	42,220	21,500
21	252,000	(4,450)	(2,270)	2,520,000	44,470	22,650
22	264,000	(4,670)	(2,380)	2,640,000	46,740	23,800
23	276,000	(4,900)	(2,500)	2,760,000	49,020	24,970
24	288,000	(5,130)	(2,610)	2,880,000	51,310	26,140
25	300,000	(5,360)	(2,730)	3,000,000	53,620	27,310
26	312,000	(5,590)	(2,850)	3,120,000	55,950	28,500
27	324,000	(5,830)	(2,970)	3,240,000	58,290	29,690
28	336,000	(6,060)	(3,090)	3,360,000	60,640	30,890
29	348,000	(6,300)	(3,210)	3,480,000	63,010	32,090
30	360,000	(6,540)	(3,330)	3,600,000	65,390	33,310
31	372,000	(6,780)	(3,450)	3,720,000	67,790	34,530
32	384,000	(7,020)	(3,580)	3,840,000	70,210	35,760
33	396,000	(7,260)	(3,700)	3,960,000	72,640	37,000
34	408,000	(7,510)	(3,820)	4,080,000	75,080	38,240
35	420,000	(7,750)	(3,950)	4,200,000	77,540	39,490
36	432,000	(8,000)	(4,080)	4,320,000	80,020	40,750
37	444,000	(8,250)	(4,200)	4,440,000	82,510	42,020
38	456,000	(8,500)	(4,330)	4,560,000	85,010	43,300
39	468,000	(8,750)	(4,460)	4,680,000	87,530	44,580
40	480,000	(9,010)	(4,590)	4,800,000	90,070	45,880

(注) 1. 年金月額は、基本退職一時金額を基準に計算しており、加算給付金額は含まれておりません。
2. 最低年金月額(20,000円)に満たない場合は()表示をしています。この場合、一時金でお支払いします。

そのほかにご確認いただきたいこと

〈効力発生日(加入日)〉

- 毎月20日までのお申込み分は、掛金が振替えられた場合、翌々月1日から効力が発生します。
- 毎月21日以降月末までのお申込み分は、翌々々月1日から効力が発生します。

〈被共済者証の発行〉

- この制度に加入した被共済者(加入事業所の従業員)に対しては、共済契約者(加入事業所)を通じて「特定退職金共済制度被共済者証」を発行します。共済契約者(加入事業所)より、被共済者(加入事業所の従業員)へお渡しください。

〈契約の解除〉

次の事項に該当する場合、共済契約者と締結した契約の全部または一部を解除することがあります。

- 共済契約者(加入事業所)が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき。
- 被共済者(加入事業所の従業員)が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき。
- その他、当会「退職金共済規程」に定める解除事由に該当したとき。

〈給付金の請求〉

- 被共済者(加入事業所の従業員)が退職あるいは死亡した際は、当会事務局または委託保険会社にご連絡ください。

〈継続期間〉

- 被共済者(加入事業所の従業員)が事業所に勤務する限り、満80歳まで継続できます。

個人情報に関するお知らせ

公益財団法人東法連特定退職金共済会(以下「当会」という)は、当制度の運営において取得する個人情報(被共済者の氏名、性別、生年月日等および事業主の氏名、住所、口座情報等)を当制度の事務手続き、各種サービスの案内・提供のために利用します。また、委託保険会社および事務委託会社へ提供します。

委託保険会社は、受領した個人情報を①各種保険契約の引受け、継続・維持管理、一時金・年金等の支払②関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスの案内・提供、契約の維持管理③委託保険会社の業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実④その他保険に関連・付随する業務のために必要な範囲で利用します。また、委託保険会社は、当会上記①の目的の範囲内で提供します。

事務委託会社は受領した個人情報を⑤口座振替等による集金代行業務、振込等による送金代行業務、その他の事務代行業務⑥上記⑤に関する運営管理、商品・サービスの充実⑦事務委託会社の業務に関する各種商品・サービスの提供・案内⑧その他上記⑤～⑦に関連・付随する業務のために必要な範囲で利用します。

なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、当会、委託保険会社および事務委託会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取り扱われます。

委託保険会社および事務委託会社は、今後変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の委託保険会社および事務委託会社へ提供されます。

●お問い合わせ先

公益財団法人東法連特定退職金共済会

〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町5番6号 全法連会館3階
TEL(03)3357-1641 FAX(03)3357-1642
<https://www.tohoren-tokutai-kyo.or.jp>

または 委託保険会社 大同生命保険株式会社
事務委託会社 日本システム収納株式会社



この制度は当会が大同生命保険株式会社と締結した「新企業年金保険契約」に基づき運営しています。

このパンフレットは2021年7月時点の制度内容に基づき記載されており、将来、制度内容に変更することがあります。